

# 令和5・6年度 測量及び建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査追加申請手続きの手引き

三原市財務部契約課

## 1 資格審査

令和5・6年度において三原市及び広島県水道広域連合企業団三原事務所が発注する測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類を、所定の期日までに提出してください。

## 2 申請者の資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格の審査を申請することができません。

- (1) 測量分野、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者。  
※測量分野を希望業務とする者で契約締結等の権限を委任する者にあつては、受任営業所についても測量法に基づく登録を受けていることが必要ですので、ご注意ください。
- (2) 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務分野について業務を行った実績がない者。
- (3) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに三原市に納付すべき市税の滞納がある者。
- (4) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- (5) 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。
- (6) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者。（届出の義務がないものを除く）
  - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務※社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できませんので、ご注意ください。
- (7) 三原市との契約締結等の権限を有する事務所に常駐する役員または社員が0名である者。  
※常駐する役員または社員が0名である支店等には契約締結等の権限委任ができませんので、ご注意ください。

## 3 申請期間

### 【電子申請】

令和5年4月3日（月）～令和6年9月17日（火）  
（ただし土・日曜日及び祝日を除く9：00～17：00）  
添付書類の提出期限 令和6年9月17日（火）

### 【書面申請】

令和5年4月3日（月）～令和6年9月17日（火）  
（ただし土・日曜日及び祝日を除く9：00～12：00、13：00～17：00）

※電子申請の添付書類の提出及び書面申請は追加申請期間の最終日までに、必着とします。

※奇数月の15日（閉庁日の場合は翌営業日）までに受け付けた申請について、翌々月に認定する予定です。（例：令和5年5月15日までに受け付けた申請は令和5年7月認定予定）

初回の認定は令和5年7月の予定で、以後2か月ごとに認定する予定です。

広島県とは認定時期が異なりますのでご注意ください。

※原則、受付票は交付しません。返信用ハガキ・封筒（切手付き）を用意された場合にのみ受付票の

押印・返送に応じます。

#### 4 申請方法

原則、電子入札等システムを利用して申請を行ってください。

ただし、次のいずれかの理由に該当する場合は、書面申請ができます。

- (1) 電子入札等システムの利用者登録を済ませている者で当該期間中、システム障害等のやむを得ない理由により電子入札等システムを利用できない場合。
- (2) 電子入札等システムの利用者登録中で、申請の日までに「電子入札等システム利用者基本規約」第5条に規定する利用開始申請を提出している場合。  
(登録完了後、三原市契約課にご連絡ください。)
- (3) 市内業者で電子入札等システムの利用登録をしていない場合。(随意契約のみを希望する場合)

申請者の区分	提出方法	提出場所	受付時間
電子申請	「電子入札等システム」で広島県に申請し、添付書類を三原市財務部契約課へ郵送又は持参してください。(注1)(注2)	【郵送】三原市財務部契約課 【持参】三原市役所4階契約課	9時から12時 13時から17時
書面申請	添付書類を三原市財務部契約課へ郵送又は持参してください。(注1)	【郵送】三原市財務部契約課 【持参】三原市役所4階契約課	9時から12時 13時から17時

※窓口が混雑し、各業者の皆さまに長時間お待ちいただく場合も想定されるため、原則、郵送での提出をお願いします。

#### 注1 送付先

〒723-8601  
三原市港町三丁目5番1号  
三原市財務部契約課 契約係(工事担当)  
(発送方法は指定しません)

#### 注2 電子申請の詳細については、広島県のホームページでご確認ください。

- ・令和5・6年度 入札参加資格審査申請手続き(追加申請)について(広島県)  
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

※広島県とは認定時期が異なりますのでご注意ください。

また、電子申請におけるパソコンの設定方法や、電子入札等システムの操作方法については、電子入札等ヘルプデスク(電話 0570-550215)にお問い合わせください。

- ・広島県の調達情報  
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

#### 5 資格審査申請書及び添付書類

三原市に提出する添付書類は表のとおりです。様式の定められているものは所定の様式で1部提出してください。(ファイル綴じの必要はありません。)

令和5・6年度中に初めて申請する場合は新規の欄を、既に入札参加資格があり業種の追加申請をする場合は業種追加の欄を確認してください。

(「○」は提出が必要、「△」は該当者のみ提出が必要、「-」は提出不要を示しています。)

(市内業者とは、市内本店または契約権限が委任された支店等を市内に有するものことです。)

番号	添付書類		様式等	提出の要否			
	項目	備考		新規		業種追加	
				電子	書面	電子	書面
1	送信完了 兼 受付票	「電子入札等システム」により発行されたもの		○	-	○	-

2	資格審査申請書	令和5・6年度中に初めて申請する時は新規に、業種の追加は業種追加に○をする	様式第1号	○	○	○	○
3-1	登録証明書等	測量業者登録証明書、建設コンサルタント登録証明書、地質調査業者登録証明書、補償コンサルタント登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し、各登録規定による現況報告書で確認印を受けたものの写し※登録が確認できる表紙のみ 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの		○	○	○	○
3-2	測量法第55条による登録を受けている営業所であることが確認できるもの (測量業者登録申請書の別紙の写し(測量法施行規則別表第11))	測量分野を希望業務とする者で、契約締結等の権限を委任する者のみ提出すること		△	△	△	△
4	保険への加入が確認できる書類	届出の義務がない者は提出不要	注1	△	△	—	—
5-1	三原市税の納税証明書	三原市に納税義務がある者(特別徴収義務のみを有する者を含む。)について、滞納がないことを市長が証した書面(原本) 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの	様式第2号 注2	△	△	—	—
5-2	消費税及び地方消費税の納税証明書	消費税及び地方消費税の納税証明書[その3]または[その3の3](写し可) 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの	注3	○	○	—	—
6	希望業務実績調書	申請を希望する分野ごと(測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他)	様式第3号	○	○	○	○

7	財務諸表	直前1年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書			○	○	—	—
8	有資格技術職員名簿			様式第4号	○	○	○	○
9	経営規模等総括表			様式第5号 注4	○	○	○	○
10-1	支店営業所等調査書、調査書	三原市内への支店・営業所等へ委任する場合に提出 写真は申請日の3か月前の日以降に撮影したもの		様式第6号	△ 市内のみ	△ 市内のみ	—	—
10-2	委任状	代表取締役等から支店長等に対する委任事項を証した書面 (原本)		様式第7号	△	△	—	—
11	商業登記簿謄本又は身分証明書	法人	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの (写し可)		○	○	—	—
		個人	本籍地の役所において発行する証明書 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの (写し可)					
12-1	印鑑証明書	申請日の3か月前の日以降に発行されたもの(写し可)			○	○	—	—
12-2	使用印鑑届			様式第8号	○	○	—	—
13	認定通知書送付用封筒 (受付票の送付も必要な場合は返信用封筒は計2通必要)	封筒に申請者名と住所を記入し、郵送に必要な切手を貼付すること ※建設工事にも申請する者で送付先が同じ場合は併せて1通でもよい			○	○	○	○
14	書面申請申立書			様式第9号	—	○	—	○

注1 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証(被保険者のうち、業務に従事する職員全員分)のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

注2 市税の納税証明書は、税制収納課(市役所2階)で発行します。

税制収納課への提出書類は、次のとおりです。(ホームページに様式を掲載しています。)

- ・ 税証明書交付申請書 1部
- ・ 納税証明書 1部

注3 消費税の納税証明は、e-Taxを利用して請求することができます。  
ただし、事前に利用開始の手続きが済んでいない場合は、事前準備が必要となります。  
※詳しくはこちらをご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> (国税庁のページへリンク)

注4 指名競争入札においての重要な資料となります。2ページ目に各業務の登録部門が列挙してありますので、受注可能な業務に○をつけるなど、詳しくご記入ください。

## 6 入札参加資格の通知等

### (1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

奇数月の15日(閉庁日の場合は翌営業日)までに受け付けた申請について、翌々月に認定する予定です。

### (2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び資格の認定を受けることができません。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の認定を受けることができません。

### (3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格は認定された日から令和7年3月31日まで有効です。

ただし、この資格は、令和7年度においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

### (4) 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査目的に利用し、その他の目的では利用しません。